

## 浜松市営住宅への優先入居に伴う取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号以下法という)及び浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号以下条例という)に基づく市営住宅への優先入居に伴う申込資格及び対象団地並びに戸数等に関する事項を定め優先入居の円滑な運営と管理を図ることを目的とする。

### (申し込み資格)

第2条 浜松市営住宅入居退去関係事務取扱要領第3条に規定する優先入居できる資格は、条例第6条に規定する条件を具備するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 高齢者世帯

満60歳以上の高齢者及びその親族である配偶者又は満18歳未満の児童のみで構成する世帯

#### (2) 障害者世帯

入居者若しくは同居し又はしようとする親族が、戦傷病者にあつては恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障害がある者、一般身体障害者にあつては身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害のある者で、それぞれの手帳を所有しているもの、精神薄弱者等の精神的障害を有する者にあつては精神薄弱の程度が児童相談所の長、精神薄弱者更正相談所の長等により、重度又は中度の精神薄弱者及び同程度の精神障害を有していると判断された者。

また、平成10年4月1日より、身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令代10号)等が施行され、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害者が身体障害者福祉法上の身体障害者に認定された者。

#### (3) 母子・父子世帯

母子寮入寮者で扶養している児童が18歳以上となったため等の事由により、退去を要求されている者。

母子及び父子世帯で、15歳以下の子供を扶養(同居)している者

#### (4) 子育て世帯

小学生以下の子どもがいる世帯。

#### (5) D 被害者世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という)第3条題3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、又は配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者のいずれかに該当す

書式変更: フォント: 太字 (なし)

る者

(対象団地及び戸数)

第3条 優先入居を行なう団地及び戸数については、定期募集するものの中から、一般募集との供給バランスを考慮し決定する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。